

# 青森県報

第二千七百六十三号

平成十九年  
四月四日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

|                            |         |   |
|----------------------------|---------|---|
| 生活保護法による医療機関の指定            | 健康福祉課   | 一 |
| 生活保護法による施術者の指定             | 政策課     | 一 |
| 生活保護法による指定施術者の施術所の所在地変更の届出 | 同       | 一 |
| 介護保険法による居宅サービス事業者の指定       | 高齢福祉課   | 二 |
| 介護保険法による介護老人福祉施設の指定        | 同       | 二 |
| 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定     | 同       | 二 |
| 介護保険法による研修実施機関の指定          | 同       | 二 |
| 身体障害者福祉法による医師の指定           | 障害福祉課   | 三 |
| 児童福祉法による知的障害児施設の指定         | 同       | 三 |
| 保安林の指定予定                   | 林政課     | 三 |
| 公有水面埋立地の用途変更の許可            | (港湾空港課) | 四 |
| 基本測量の終了                    | (監理課)   | 五 |
| 右 同                        | 同       | 五 |
| 出先機関                       |         |   |
| 土地改良区の役員住所変更               | (三八地域)  | 五 |

## 告

## 示

青森県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

|        |        |         |             |       |           |
|--------|--------|---------|-------------|-------|-----------|
| 名称又は氏名 | まじころ薬局 | 所在地又は住所 | 八戸市類家二丁目三の四 | 指定年月日 | 平成十九年四月四日 |
|--------|--------|---------|-------------|-------|-----------|

青森県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

|    |       |    |              |        |        |         |               |       |           |
|----|-------|----|--------------|--------|--------|---------|---------------|-------|-----------|
| 氏名 | 葛林 祐一 | 住所 | 八戸市吹上三三丁目四の一 | 施術所の名称 | つたや接骨院 | 施術所の所在地 | 八戸市城下四丁目一四の三九 | 指定年月日 | 平成十九年四月四日 |
|----|-------|----|--------------|--------|--------|---------|---------------|-------|-----------|

青森県告示第三百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾



|               |                              |                      |                         |                            |         |
|---------------|------------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------------|---------|
| 社会福祉法<br>人宏仁会 | 東津軽郡平内町<br>大字小湊字薬師<br>堂六三の二三 | 介護予防<br>短期入所<br>生活介護 | 特別養護老<br>人ホーム夜<br>越山倶楽部 | 東津軽郡平内町<br>大字浜子字堀替<br>七七の三 | 一九・三・二七 |
|---------------|------------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------------|---------|

青森県告示第百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定により、次のとおり更新研修の実施に関する事務を行う者を指定したので、介護保険法施行令（平成十年政令第百二十二号）第三十五条の十第三項の規定により公示する。

平成十九年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

|                           |              |           |
|---------------------------|--------------|-----------|
| 名 称                       | 主たる事務所の所在地   | 指定年月日     |
| 特定非営利活動法人青森県<br>介護支援専門員協会 | 青森市新町二丁目八の二一 | 平成一九・三・三三 |

青森県告示第百二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十九年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

|         |                                     |               |         |           |
|---------|-------------------------------------|---------------|---------|-----------|
| 氏 名     | 名 称                                 | 所 在 地         | 診 療 科 目 | 指 定 年 月 日 |
|         | 近江 洋嗣                               | 弘前市大字富野<br>町一 |         |           |
| 勤務する病院等 | 十和田市立中<br>弘前病院<br>国立病院機構<br>十和田市西十二 |               |         | 泌尿器科（じん臓） |

|        |     |        |                   |   |
|--------|-----|--------|-------------------|---|
| 寺井 康詞郎 | 央病院 | 番町一四の八 | 機能障害、ぼうこ<br>う機能障害 | 〃 |
|--------|-----|--------|-------------------|---|

青森県告示第百二十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり知的障害児施設を指定したので、同法第二十四条の十八第一号の規定により公示する。

平成十九年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

|      |                |           |
|------|----------------|-----------|
| 名 称  | 設 置 の 場 所      | 指 定 年 月 日 |
| 八甲学園 | 青森市大字横内字枝峰六三の一 | 平成一九・四・一  |

青森県告示第百二十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
上北郡野辺地町字獅子沢四五の一
- 二 保安林指定の目的  
水源のかん養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成九年二月十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第十三条ノ二第一項の規定により、平成十九年三月二十七日次のとおり埋立地の用途の変更を許可したので、同条第二項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成十九年四月四日

青森港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 許可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 申請者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村 申吾

二 用途の変更に係る埋立地の位置、区域及び面積

1 位置

青森市安方二丁目一〇八及び本町三丁目一〇四の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点との地点を結ぶ平成七年の秋分の満潮位(D・L・+〇・七二メートル)における公有水面と北防波堤との境界線、 の地点と の地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成七年の秋分の満潮位(D・L・+〇・七二メートル)における公有水面と中央ふ頭(+五・五メートル岸壁、+七・五メートル岸壁)

との境界線により囲まれた区域

の地点 青森港北防波堤東灯台(北緯四〇度四九分五六秒八一七、東経一四〇

度四五分〇一秒四七〇) から一九二度一七分四二秒五八三・三〇メートルの地点

の地点 地点から二度〇四分二六秒九六・三三メートルの地点

の地点 地点から一八度五三分〇二秒五九・九五メートルの地点

の地点 地点から九〇度三〇分〇〇秒一七・一〇メートルの地点

の地点 地点から〇度三〇分〇〇秒三〇・〇〇メートルの地点

の地点 地点から九〇度三〇分〇〇秒二・九〇メートルの地点

の地点 地点から〇度三〇分〇〇秒二八〇・〇〇メートルの地点

の地点 地点から二七〇度三〇分〇〇秒二・九〇メートルの地点

の地点 地点から〇度三〇分〇〇秒三〇・〇〇メートルの地点

の地点 地点から二七〇度三〇分〇〇秒一七・一〇メートルの地点

の地点 地点から〇度三〇分〇〇秒一〇・〇〇メートルの地点

の地点 地点から三三九度三三分二四秒六〇・七〇メートルの地点

の地点 地点から八四度三一分五七秒一三四・七三メートルの地点

の地点 地点から三三三度三四分一三秒五・一五メートルの地点

の地点 地点から一三四度五〇分二四秒一六・〇三メートルの地点

の地点 地点から一六六度四一分四六秒四〇二・〇九メートルの地点

の地点 地点から一六六度四一分四六秒五〇・〇〇メートルの地点

三 用途の変更の内容

3 面積

一一九、四三二・九九平方メートル

| 用途     | 配置                      | 規模       |
|--------|-------------------------|----------|
| ふ頭用地   | 埋立地の西側の中央部に位置           | 二・六ヘクタール |
| 交流拠点用地 | 埋立地の東側に位置               | 六・三ヘクタール |
| 緑地     | 埋立地の南西側に位置<br>埋立地の北側に位置 | 二・〇ヘクタール |
| 交通機能用地 | 埋立地の中央部を縦断する位置          | 一・〇ヘクタール |

青森県告示第三百十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。  
平成十九年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（精密水準測量及び電子基準点調査作業）

二 作業期間

平成十八年五月八日から平成十九年三月九日まで

三 作業地域

（精密水準測量）

八戸市

（電子基準点調査作業）

むつ市

五所川原市

下北郡佐井村 東通村

上北郡六ヶ所村、野辺地町

東津軽郡平内町、今別町、外ヶ浜町

西津軽郡深浦町

中津軽郡西目屋村

青森県告示第三百十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。  
平成十九年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

二 作業期間

平成十八年六月十六日から平成十九年三月九日まで

三 作業地域

五所川原市

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、西八戸平土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。  
平成十九年四月四日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名           | 住<br>所                                          | 住所<br>変更<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|------------------|-------------------------------------------------|------------------------------|
| 理<br>事            | 目<br>澤<br>喜<br>一 | 旧住所<br>八戸市大字尻内町字三条目一九<br>新住所<br>八戸市大字尻内町字内田二五の一 | 平成二〇一〇・二                     |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭